破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８２号
福岡県古賀市天神３丁目15番２号
破産者　神武　　隆
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７３６号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原３丁目15番14―802号　エバーライフ空港東
破産者　岡澤　政代（旧姓上谷）
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９１６号
福岡県春日市須玖南１丁目83番地１　クレセントパレス306号
破産者　村上　　寿
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９１号
福岡市東区箱崎３丁目27番５号
破産者　今村　好昭
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８６号
福岡市中央区西公園１番６―401号、前住所福岡県北九州市八幡西区菅原町３番23―504号
破産者　竹田　昭典
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２７５号
福岡市南区皿山２丁目７番７号
破産者　古川　洋子
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２０号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東２丁目15番12号、旧住居表示福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原382番地51
破産者　松田　春雄
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３１２号
福岡市東区美和台４丁目４番４―101号
破産者　安田　謙二
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３２４号
福岡県朝倉市杷木寒水107番地１
破産者　戸山　惠子
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３２５号
福岡県朝倉市杷木寒水107番地１
破産者　戸山　範之
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３７８号
福岡県宗像市泉ヶ丘１丁目22番地６
破産者　山田　　剛
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９９号
群馬県桐生市川内町２丁目230番地の６
破産者　小島　三郎
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第９２号
群馬県みどり市大間々町大間々124番地６　アルペンヒルＡ102、開始決定時の住所群馬県桐生市新里町野190番地13
破産者　宮本　一史
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４７５号
埼玉県八潮市大字大曽根372番地７、開始決定時の住所埼玉県八潮市大字大曽根1508番地５
破産者　小檜山好則
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４７６号
埼玉県八潮市大字大曽根372番地７、開始決定時の住所埼玉県八潮市大字大曽根1508番地５
破産者　小檜山君子
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
埼玉県越谷市南越谷４丁目11番地16　サン・パサニア701
破産者　高田　幸子
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
埼玉県草加市栄町２丁目１番12―306号、旧住所埼玉県吉川市保１丁目31番地８
破産者　日比生　元
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
埼玉県草加市栄町２丁目１番12―306号、旧住所埼玉県吉川市保１丁目31番地８
破産者　日比生陽子
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係